

報告第 2 2 号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 9 月 1 6 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、足立区立校外施設の指定管理者の指定について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 9 月 1 日

足立区長 近 藤 弥 生

足立区立校外施設の指定管理者の指定について

足立区立校外施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

- 1 施設の名称 足立区立日光林間学園
- 2 指定管理者 住 所 愛知県名古屋市中区千代田五丁目7番5号
名 称 株式会社EVERYFOOD
代表取締役 杉浦 卓
- 3 指定の期間 令和7年9月1日から令和10年3月31日まで